

厚生労働大臣が定める掲示事項

指定機関

- ◎各種保険取扱（社保・国保）◎生活保護法 ◎難病指定医療機関 ◎自立支援（精神通院）指定医療機関
- ◎被爆者一般疾病指定医療機関

施設概要

入院基本料に関する事項

届出病棟名

- 2階病棟 … 療養病棟入院基本料1（地域包括ケア入院医療管理料1）
- 3階病棟 … 療養病棟入院基本料1

看護に関する事項

- ・ 2階病棟では、
1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。
- ・ 尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ◇ 朝8時30分～夕方17時30分：看護職員1人当りの受け持ち数は5人以内です。
 - ◇ 夕方17時30分～朝8時30分：看護職員1人当りの受け持ち数は14人以内です。
 - ◇ 朝8時30分～夕方17時30分：看護補助者1人当りの受け持ち数は7人以内です。
 - ◇ 夕方17時30分～朝8時30分：看護補助者1人当りの受け持ち数は29人以内です。
- ・ 3階病棟では、
1日に9人以上の看護職員（看護師・准看護師）1日に6人以上の看護補助者が勤務しております。
- ・ 尚、時間帯毎の配置は次のとおりです。
 - ◇ 朝8時30分～夕方17時30分：看護職員1人当りの受け持ち数は8人以内です。
 - ◇ 夕方17時30分～朝8時30分：看護職員1人当りの受け持ち数は21人以内です。
 - ◇ 朝8時30分～夕方17時30分：看護補助者1人当りの受け持ち数は10人以内です。
 - ◇ 夕方17時30分～朝8時30分：看護補助者1人当りの受け持ち数は42人以内です。

入院時食事療養に関する事項

- 入院時食事療養（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
- 当院は、入院食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（朝食：午前8時 昼食：午後12時 夕食：午後6時）適温で提供しています。
- 入院時の食事は1食につき460円の負担をお願いしています。

診療明細書について

- 診療明細書の発行を無料で行っております。必要のない方は受付までお申し出ください。

関東信越厚生局長への届出に関する事項

- ◆基本診療料の施設基準に係る届出
 - 療養病棟入院基本料1（看護補助体制充実加算） ○療養病棟療養環境加算1
 - 地域包括ケア入院料医療管理料1（看護職員配置加算・看護補助体制充実加算）
 - 入退院支援加算2 ○データ提出加算1・3 ○診療録管理体制加算2 ○機能強化加算
- ◆特掲診療料の施設基準に係る届出
 - CT撮影及びMRI撮影 ○脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ ○呼吸器リハビリテーション料Ⅰ
 - 運動器リハビリテーション料Ⅰ ○がん性疼痛緩和指導管理料 ○薬剤管理指導料
 - 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料 ○神経学的検査
 - 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト ○在宅療養支援病院
 - 入院ベースアップ評価料23 ○外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ
- ◆その他
 - 入院時食事療養（Ⅰ）/生活療養（Ⅰ） ○酸素単価